

平成 24 年 8 月 1 日(水)  
午後 4 時から  
(東京電機大学)

# 平成 24 年度 第 2 回足立区環境審議会資料

## 目 次

前回審議会の質問に関する回答

### < 協 議 事 項 >

足立区環境基本計画の中間見直しについて

### < 報 告 事 項 >

報告 1

足立区環境基本計画の平成 23 年度実績の中間報告について

報告 2

足立区環境基金助成事業の審査結果について

報告 3

「(仮称)足立区生活環境の保全に関する条例(案)の概要」に対するパブリック  
コメントの実施状況及び意見に対する考え方について

## 廃棄物からの二酸化炭素排出量の増加について

前回の環境審議会で、2009年度の廃棄物起源の二酸化炭素排出量が、ごみ収集量が減少したにもかかわらず前年に比べ14.3%増えたことについて質問があった。

二酸化炭素排出量は、オール東京62市区町村共同事業の共通算定基準を用いており、廃棄物については、ごみ焼却量と、ごみ組成比率ごとの排出係数から算定している。これらのデータから足立区の廃棄物由来の排出量が増加した要因として、以下の2点が考えられる。

### 1 ごみ焼却量の増加

ごみ収集量は減少したが、焼却率が高くなったので、焼却量が増えた。

	2009年度	2008年度	増減比
ごみ収集・持ち込み量	193,428トン	199,127トン	-2.9%
焼却率	94.4%	91.5%	+3.2%
ごみ焼却量	182,657トン	182,148トン	+0.3%

### 2 廃プラスチックの焼却に伴うCO<sub>2</sub>排出量の増加

ごみ焼却量から廃プラスチックと合成繊維くずの割合を算定し、それぞれの排出係数を乗じて排出量を算定しているが、廃プラスチックの焼却に伴う排出量が増えた。

	2009年度	2008年度	増減比
廃プラスチック	54,597トン	46,352トン	+17.8%
合成繊維くず	10,106トン	10,243トン	-1.3%
合計	64,703トン	56,595トン	+14.3%

### 3 考察

ごみ焼却量、ごみ組成は、東京都から提供される23区全体から算出した共通データから足立区の分を按分している。

廃プラスチックを燃やすごみとして収集、焼却するサーマルリサイクルは、2008年度から徐々に本格実施され、2009年度からは全ての区で実施されている。このことが、ごみ焼却量と廃プラスチックの混入割合が増加した要因であり、これにより廃棄物起源の二酸化炭素排出量の増加につながったと考えられる。

件 名	「足立区環境基本計画」の中間見直しについて
所管部課	環境部環境政策課
事業(結果) の概要	<p>前回の環境審議会で区長から諮問があった「足立区環境基本計画」の中間見直しについて、現在までの状況と今後の方向性を報告する。</p> <p><b>1 前回審議会以降の動き</b></p> <p>(1)平成 23 年度実績の調査 環境基本計画に定める 5 分野 45 指標の平成 23 年度実績と目標達成の見通しなどについて各担当課に調査中である。</p> <p>(2)環境基本計画の施策の調査 環境基本計画に記載されている施策の現状分析と今後の方向性について、各担当課に調査している。</p> <p>(3)委託事業者の選定 環境基本計画の中間見直しにかかるコンサルタントとしてアオイ環境株式会社と契約した。</p> <p><b>2 おもな見直しの視点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の震災後の意識・意向の変化をとらえる</li> <li>・国の第四次環境基本計画や中央環境審議会等の状況を踏まえる</li> <li>・平成 29 年度以降の次期環境基本計画の基礎となることを留意</li> <li>・エネルギーベースの削減目標の設定</li> <li>・再生可能エネルギー導入など賢いエネルギー利用の目標設定</li> <li>・節電や分散型エネルギーの導入、温暖化適応策、生物多様性の保全などの新たな課題を含め、施策体系を整理</li> <li>・環境教育基本方針・実施計画を統合</li> </ul> <p><b>3 作業部会の設置</b> 環境基本計画が兼ねている地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて、より専門的で細かな検討を行う作業部会を設置する。 作業部会メンバーは、審議会会長、副会長と調整し、エネルギー事業者や専門家などを交えて構成する予定で、8 月以降 4 回程度開催する予定である。</p> <p><b>4 アンケートの実施</b> 震災後の意識の変化を踏まえるとともに、将来の推計をするため、生活とエネルギーとの関わりや、環境に配慮した取り組み意欲についてのアンケートを実施する。 毎年実施している区民世論調査に設問を加えることと、事業者へのアンケート調査を予定している。</p>

## 5 今後の予定

### (1) 現行計画の評価・分析

1-(1)と1-(2)の調査結果を踏まえ、現行計画の施策の状況や目標の達成状況の評価・分析を行う。

### (2) 温室効果ガスの現況把握・将来推計、削減目標値の設定

エネルギー使用量(電気・ガス)の現況把握と将来推計を行い、オール東京共同事業の温室効果ガス排出量算定データを分析し、2010年度のCO<sub>2</sub>を推計する。

削減効果と削減の可能性を試算し、2015年の削減目標を設定する。また、8月に決定されるエネルギー・環境戦略を踏まえ、2020年、2030年、2050年の削減目標の設定についても可能性を検討する。

### (3) 見直しの方向性の検討、施策、目標の見直し

施策体系を再構築し、これに沿って指標の変更・廃止・統合・目標値の見直しを行う。

件 名	足立区環境基本計画の平成 23 年度実績の中間報告について																																
所管部課	環境部環境政策課																																
事業(結果)の概要	<p>「足立区環境基本計画」の平成 23 年度実績については、現在、取りまとめ中であるが、5 分野の代表的な指標について以下のとおり中間報告する。</p> <p><b>1 地球温暖化防止</b></p> <table border="1" data-bbox="432 618 1394 1055"> <tr> <td>指標</td> <td>CO<sub>2</sub>排出量</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>平成 24 年度までに、平成 2 年度比-10%の 239 万 3 千トンに減らす。</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>234 万 2 千トン (1990 年比-11.9%)</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>当該年度のCO<sub>2</sub>排出量が確定するまで 2 年を要するので、この数値は 23 年度に確定した 21 年度の実績である。すでに目標を達成しているが、原発事故のあった 23 年度以降は、火力発電の割合が高まることでCO<sub>2</sub>排出量が増加することも考えられる。</td> </tr> </table> <p><b>2 循環型社会の構築</b></p> <table border="1" data-bbox="432 1104 1382 1395"> <tr> <td>指標</td> <td>ごみ処理量</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>平成 24 年度までに、平成 18 年度比マイナス 8%の 20 万 223 トンに減らす。</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>190,962 トン(速報値) (確定値は8月中に判明する見込み)</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>目標を達成している。</td> </tr> </table> <p><b>3 健康・安全な暮らしの確保</b></p> <table border="1" data-bbox="432 1444 1382 1641"> <tr> <td>指標</td> <td>大気中のダイオキシン類環境基準適合率(大気)</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>環境基準適合率 100%を守り続ける。</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>今後も 100%を堅持する。</td> </tr> </table> <p><b>4 人と自然の豊かなふれあいの創出</b></p> <table border="1" data-bbox="432 1691 1382 1982"> <tr> <td>指標</td> <td>川の魚の種類(外来種を除く)</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>外来種を除く川の魚の種類を、平成 24 年度まで 20 種類を維持する。</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>16 種類</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>目標を達成できなかった。原因分析も含め、今後も調査を続けていく。</td> </tr> </table>	指標	CO <sub>2</sub> 排出量	目標	平成 24 年度までに、平成 2 年度比-10%の 239 万 3 千トンに減らす。	実績	234 万 2 千トン (1990 年比-11.9%)	状況	当該年度のCO <sub>2</sub> 排出量が確定するまで 2 年を要するので、この数値は 23 年度に確定した 21 年度の実績である。すでに目標を達成しているが、原発事故のあった 23 年度以降は、火力発電の割合が高まることでCO <sub>2</sub> 排出量が増加することも考えられる。	指標	ごみ処理量	目標	平成 24 年度までに、平成 18 年度比マイナス 8%の 20 万 223 トンに減らす。	実績	190,962 トン(速報値) (確定値は8月中に判明する見込み)	状況	目標を達成している。	指標	大気中のダイオキシン類環境基準適合率(大気)	目標	環境基準適合率 100%を守り続ける。	実績	100%	状況	今後も 100%を堅持する。	指標	川の魚の種類(外来種を除く)	目標	外来種を除く川の魚の種類を、平成 24 年度まで 20 種類を維持する。	実績	16 種類	状況	目標を達成できなかった。原因分析も含め、今後も調査を続けていく。
指標	CO <sub>2</sub> 排出量																																
目標	平成 24 年度までに、平成 2 年度比-10%の 239 万 3 千トンに減らす。																																
実績	234 万 2 千トン (1990 年比-11.9%)																																
状況	当該年度のCO <sub>2</sub> 排出量が確定するまで 2 年を要するので、この数値は 23 年度に確定した 21 年度の実績である。すでに目標を達成しているが、原発事故のあった 23 年度以降は、火力発電の割合が高まることでCO <sub>2</sub> 排出量が増加することも考えられる。																																
指標	ごみ処理量																																
目標	平成 24 年度までに、平成 18 年度比マイナス 8%の 20 万 223 トンに減らす。																																
実績	190,962 トン(速報値) (確定値は8月中に判明する見込み)																																
状況	目標を達成している。																																
指標	大気中のダイオキシン類環境基準適合率(大気)																																
目標	環境基準適合率 100%を守り続ける。																																
実績	100%																																
状況	今後も 100%を堅持する。																																
指標	川の魚の種類(外来種を除く)																																
目標	外来種を除く川の魚の種類を、平成 24 年度まで 20 種類を維持する。																																
実績	16 種類																																
状況	目標を達成できなかった。原因分析も含め、今後も調査を続けていく。																																

## 5 環境に配慮したまちづくり

指標	緑視率(日常生活の実感として捉えられる緑の量として主要な測定地点で撮影した写真画面に占める緑の割合)
目標	緑の基本計画の目標は、2016年度までに15.8%を増やす
実績	14.6%
状況	環境基本計画では樹木被覆率を指標としているが、10年に1度の調査のため、緑の基本計画や行政評価の成果指標としている「緑視率」へ変更した。

このほか、全45の指標についての点検と評価は、集計と分析、評価を実施している。まとめ次第、環境審議会に報告するとともに、区ホームページ、あだち広報で公表する。

## 平成 24 年度第 2 回足立区環境審議会資料

件 名	足立区環境基金助成事業の審査結果について	
所管部課	環境部環境政策課	
事業(結果) の概要	1 足立区環境基金助成事業の目的・概要	高環境の実現を目指す先導的な活動に対し、足立区環境基金から助成金を交付することでその活動を支援する。 (1)助成限度額 1,000 万円 (2)補 助 率 2 分の 1)
	2 平成 24 年度の応募状況と環境基金審査会の審査結果について	あだち広報、足立区ホームページ、エコアクション 21 導入セミナーで周知した結果、1 団体から応募があった。 7 月 17 日(火)に環境基金審査会を開催した結果、以下のとおり決定した。
	事業者	株式会社エネ管システムズ(千住一丁目)
	活動名	電力・環境計測システムの普及活動とWeb対応開発
	活動概要	区内事業者に対して電力・環境システムによる電力、気温、湿度、照度の無料診断を募集し、計測したデータをもとに省エネに向けた改善内容を提示する。 あわせて、Webやスマートフォンに対応したソフトを開発する。
	審査結果	一部(区内事業者に対する無料診断と省エネ改善)を認める。
	理 由	無料診断と省エネ改善については、先駆性と環境への効果が期待できるが、現時点ではWeb対応のソフトにかかるニーズの判断が困難であるため、助成の対象外とした。
	交付予定 金額	1,193,000 円

<p>件 名</p>	<p>『(仮称)足立区生活環境の保全に関する条例(案)の概要』に対するパブリックコメントの実施状況及び意見に対する考え方について</p>							
<p>所管部課</p>	<p>環境部生活環境調整担当課</p>							
<p>事業(結果)の概要</p>	<p>7月1日から公表した意見に対する考え方について、下記のとおり報告する。</p> <p><b>1 パブリックコメントの実施状況について</b></p> <p>(1)実施期間:平成24年5月1日(火)から31日(木)</p> <p>(2)実施方法:足立区ホームページで公表するとともに、生活環境調整担当課、各区民事務所等において希望者に資料を配布</p> <p>(3)実施結果:1名の方から5件の意見が寄せられた。</p> <p><b>2 ご意見の概要及び区の考え方</b></p> <table border="1" data-bbox="395 922 1415 2058"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 922 459 972"></th> <th data-bbox="459 922 954 972">提出されたご意見(概要)</th> <th data-bbox="954 922 1415 972">ご意見に対する区の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 976 459 2058"> <p>1 . 2</p> </td> <td data-bbox="459 976 954 2058"> <p>・条例(案)の目的に土地・建物となっているが動物に関しては無い、理解に苦しむ、特に飼い犬、猫については独立した一項設けるべき。</p> <p>・指導の対象に動物が含まれないのはなぜか、理解に苦しむ。</p> <p>&lt;理由&gt;                      現在、特に犬猫による環境等被害があるにもかかわらず、動物のため多くの場合個を特定出来ず、よって飼い主等責任者不明なため被害者は被害回復を自己負担によって(フン等の後始末)おこなっているのが現状、ありてい言えば泣き寝入り、不公平感そのもの。</p> <p>飼い主は管理責任と加害者になる可能性があること、無責任な飼い主がおり被害者がいることを多くの場合忘れ、野良猫等に道路、公園、はなはだしきは他人の所有地内で餌を与えている事、又見て見ぬふりをしている現実。</p> <p>足立区においては歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例第</p> </td> <td data-bbox="954 976 1415 2058"> <p>本条例の目的は、土地・建物等の管理が不適切なため、良好な生活環境を脅かしている状態の改善にありますので、今のところ動物を対象にすることは考えておりません。</p> <p>犬に関しては「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」に規定があり、ふん等の放置に対する個別指導や飼い主に対する意識啓発を図っております。</p> <p>猫については、不妊・去勢手術費用の一部助成があります。</p> <p>また、地域単位で野良猫(飼い主がいない猫)を適正に管理していく活動を足立区地域猫活動支援モデル事業として2地区で試行しています。</p> <p>今後もこれらの事業を通じて対策を講じていくとともに、社会情勢に合わせた対応を行ってまいります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			提出されたご意見(概要)	ご意見に対する区の考え方	<p>1 . 2</p>	<p>・条例(案)の目的に土地・建物となっているが動物に関しては無い、理解に苦しむ、特に飼い犬、猫については独立した一項設けるべき。</p> <p>・指導の対象に動物が含まれないのはなぜか、理解に苦しむ。</p> <p>&lt;理由&gt;                      現在、特に犬猫による環境等被害があるにもかかわらず、動物のため多くの場合個を特定出来ず、よって飼い主等責任者不明なため被害者は被害回復を自己負担によって(フン等の後始末)おこなっているのが現状、ありてい言えば泣き寝入り、不公平感そのもの。</p> <p>飼い主は管理責任と加害者になる可能性があること、無責任な飼い主がおり被害者がいることを多くの場合忘れ、野良猫等に道路、公園、はなはだしきは他人の所有地内で餌を与えている事、又見て見ぬふりをしている現実。</p> <p>足立区においては歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例第</p>	<p>本条例の目的は、土地・建物等の管理が不適切なため、良好な生活環境を脅かしている状態の改善にありますので、今のところ動物を対象にすることは考えておりません。</p> <p>犬に関しては「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」に規定があり、ふん等の放置に対する個別指導や飼い主に対する意識啓発を図っております。</p> <p>猫については、不妊・去勢手術費用の一部助成があります。</p> <p>また、地域単位で野良猫(飼い主がいない猫)を適正に管理していく活動を足立区地域猫活動支援モデル事業として2地区で試行しています。</p> <p>今後もこれらの事業を通じて対策を講じていくとともに、社会情勢に合わせた対応を行ってまいります。</p>
	提出されたご意見(概要)	ご意見に対する区の考え方						
<p>1 . 2</p>	<p>・条例(案)の目的に土地・建物となっているが動物に関しては無い、理解に苦しむ、特に飼い犬、猫については独立した一項設けるべき。</p> <p>・指導の対象に動物が含まれないのはなぜか、理解に苦しむ。</p> <p>&lt;理由&gt;                      現在、特に犬猫による環境等被害があるにもかかわらず、動物のため多くの場合個を特定出来ず、よって飼い主等責任者不明なため被害者は被害回復を自己負担によって(フン等の後始末)おこなっているのが現状、ありてい言えば泣き寝入り、不公平感そのもの。</p> <p>飼い主は管理責任と加害者になる可能性があること、無責任な飼い主がおり被害者がいることを多くの場合忘れ、野良猫等に道路、公園、はなはだしきは他人の所有地内で餌を与えている事、又見て見ぬふりをしている現実。</p> <p>足立区においては歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例第</p>	<p>本条例の目的は、土地・建物等の管理が不適切なため、良好な生活環境を脅かしている状態の改善にありますので、今のところ動物を対象にすることは考えておりません。</p> <p>犬に関しては「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」に規定があり、ふん等の放置に対する個別指導や飼い主に対する意識啓発を図っております。</p> <p>猫については、不妊・去勢手術費用の一部助成があります。</p> <p>また、地域単位で野良猫(飼い主がいない猫)を適正に管理していく活動を足立区地域猫活動支援モデル事業として2地区で試行しています。</p> <p>今後もこれらの事業を通じて対策を講じていくとともに、社会情勢に合わせた対応を行ってまいります。</p>						



	<p>2、6条に犬についてのみ触れている（他にあるかもしれませんが）。老朽家屋、緑の保護生成、空き地の管理に関する条例など所有が明確になり責任が問えるものだけであるのは手落ちであり不公平である。</p> <p>公衆衛生、子育て支援、少子化対策上犬猫は注意が必要なのは、妊娠女性のトキソプラズマ感染による胎児への重症障害の可能性。</p>	
	<p>3 空き家について独立した一頂を設けるべき(老朽家屋等の適正管理に関する条例があるが)。 &lt;理由&gt; 現在、崩れる寸前の建物、使用不可能な空き家、修理不可能な空き家について、建物に見えるだけで土地の固定資産税が軽減されている現状は一応公平を謳っている公租公課の原則に反しなおかつ周辺の環境、防犯、防災に悪影響を与え住民の資産をき損させている。まるで被害者が加害者に援助をしているようなもの。</p>	<p>空き家の中の老朽化して周囲に危険性を及ぼす家屋につきましては、「老朽家屋等の適正管理に関する条例」に基づき対策を進めてまいります。</p> <p>しかしながら、適切な管理がなされていないため、周辺環境に悪影響を及ぼしている不良状態の空き家につきましては、本条例の対象とし所有者に対して連絡・指導を実施してまいります。</p>
	<p>4 助成には基本的に反対、所有者、管理者のモラルが低下し公平さが損なわれる恐れがある。</p>	<p>まず、指導により所有者等自らの責任よっての解決を目指しますが、原因者が自ら不良な状態を改善できない場合に限り、支援を行うことで周辺に与えている生活環境の悪化を解消することを目指すものです。</p>
	<p>5 命令の実施は審議会の審議のうえとなっていますが審議には命令される側に弁明の場を設けるべき。</p>	<p>審議会開催の前に、充分原因者と話し合いを行い、状況把握に努めてまいります。また、命令を行う際には、60日以内に異議申し立てを行うことができる旨を通知書に記載します。</p>

### 3 今後の方針

- (1) 指導・勧告、命令等に加え、支援策を含めた条例づくりを目指していく。具体的には、ごみの処分等を行政が行わなければならないケースへの支援や町会・NPOなどの支援団体への謝礼等を検討する。
- (2) 提出された意見等を参考に、9月議会への条例案提出を目指していく。
- (3) 条例に規定する審議会委員の推薦母体となる各団体へ条例案の説明を行うとともに協力を要請していく。